

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	宮崎 寿朗
登録番号又は法人番号	10240600
所属する単位会	富山県行政書士会
事務所名称	宮崎寿朗行政書士事務所
事務所所在地	富山県黒部市石田856番地
処分年月日	令和3年9月14日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>宮崎会員が、懲戒申請人の妹の代理人を名乗り懲戒申請人へ通知および催告書を送付し、係る通知と事実確認の回答を求めるのみならず、本来遺言執行者が相続人に対して交付すべき財産目録を代理人であると称し自らに交付を求める要請を宮崎会員自身が行ったことは、行政書士法第1条の2第2項違反である。あわせて、これらの事実をもって相手に不信感を抱かせたことは、下記2～8の法令違反である。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政書士法第1条の2第2項 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</li> <li>2. 行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</li> <li>3. 行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</li> <li>4. 日本行政書士会連合会会則第59条 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。</li> <li>5. 日本行政書士会連合会会則第60条 単位会の会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。</li> <li>6. 日本行政書士会連合会会則第62条 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</li> <li>7. 富山県行政書士会会則第51条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実に業務を行うとともに、行政書士又は行政書士法人としての信</li> </ol>

用又は品位を害する行為をしてはならない。

8. 富山県行政書士会会則第52条

会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の修得に努力するとともに絶えず行政書士又は行政書士法人としての信用の向上を図り品位の保持に努めなければならない。